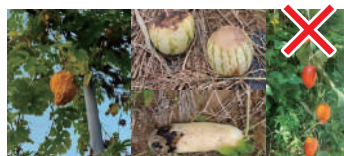


海外から侵入した農作物の害虫『セグロウリミバエ』防除にご協力をお願いします

- ① 栽培の終了した作物は、速やかに片づけましょう。自然に生えたもの(ナンクルミー)やウリ科雑草も、できるだけ抜き取りましょう。
- ② 不要な果実はビニール袋に入れて密閉し、虫が死滅してから地域のルールに従って処分しましょう。
- ③ 地域外へのウリ科果実の持ち出しを、できるだけ控えるよう、お願いします。
- ④ 家庭菜園では、できるだけ、ウリ科野菜の栽培を控えてくださるようお願いいたします。多くが家庭菜園から見つかっています！



⑤ もしウリ類果実の中にウジ(幼虫)を見つけたら、すぐに下記に御連絡ください！

■ 沖縄県病害虫防除技術センター

:098-866-3880

■ 北部農林水産振興センター 農業改良普及課

:0980-52-2752

■ 沖縄県中部農業改良普及センター

:098-894-6521

セグロウリミバエの詳細はこちら！



介護（予防）サービスについて

福祉用具購入

排せつや入浴に使われる貸与になじまない福祉用具を、福祉用具販売の指定を受けた事業者から購入した場合、年間10万円を上限にその購入費を支給します。

✓ **支給要件:** ①うるま市に住所がある方 ②要支援または要介護認定を受けた方

✓ **介護保険で購入できる福祉用具の種目**

①移動用リフトのつり具の部分 ②腰掛便座 ③自動排せつ処理装置の交換部分 ④排せつ予測支援器 ⑤簡易浴槽⑥入浴補助用具 ⑦固定用スロープ ⑧歩行器 ⑨歩行補助つえ (⑦⑧⑨は貸与と購入を選択できます)

※購入を検討される場合は、ケアマネージャーか福祉用具販売の指定を受けた事業所、介護長寿課のいずれかにご相談ください。

住宅改修

要支援または要介護の認定を受けている方で、ご自宅の階段の昇り降りや、トイレの立ち座り、廊下の移動で転倒しそうになったことはありませんか？生活環境を整えるためにかかった費用の一部を支給します。

✓ **対象となる住宅改修の種類**

①手すりの取付け ②段差の解消 ③引き戸等へ扉の取替え ④和式便器から様式便器への取替え ⑤滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ⑥その他、①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる工事

✓ **対象となる方:** ①うるま市に住所がある方 ②要支援または要介護の認定を受けた方

✓ **支給限度額**

20万円を上限とし、費用の7～9割を支給します。(20万円の工事を行い、負担割合が1割となっている場合は、自己負担が2万円となり、18万円が住宅改修費として支給されます。)

※制度を利用するためには事前申請が必要です。詳しくはケアマネージャーもしくは介護長寿課窓口へご相談ください。